○大田市火災予防条例施行規則

平成１７年１０月１日

規則第１８５号

改正　平成１７年１２月２２日規則第２０４号

平成２４年１０月３日規則第３８号

平成２６年６月３０日規則第１８号

令和元年７月１日規則第９号

令和３年１月１２日規則第１号

令和３年２月１日規則第４号

令和３年３月８日規則第１６号

（趣旨）

第１条　この規則は、大田市火災予防条例（平成１７年大田市条例第２２３号。以下「条例」という。）第４９条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（標識等）

第２条　条例第１１条第１項第５号（条例第８条の３第１項及び第３項、第１１条第３項、第１１条の２第２項、第１２条第２項及び第３項並びに第１３条第２項及び第４項において準用する場合を含む。）、第１７条第３号、第２３条第２項、第２３条第４項、第３１条の２第２項第１号（条例第３３条第３項において準用する場合を含む。）及び第３４条第２項第１号に規定する標識並びに条例第３１条の２第２項第１号（条例第３３条第３項において準用する場合を含む。）及び第３４条第２項第１号に規定する掲示板並びに条例第３９条第４号に規定する表示板及び満員札は、別表のとおりとする。

（指定催しの指定通知書）

第３条　条例第４２条の２第３項に規定する指定催しの指定通知書は、様式第１号によるものとする。

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出書）

第４条　条例第４２条の３第２項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画の提出書は、様式第２号によるものとする。

（防火対象物の使用開始の届出書）

第５条　条例第４３条に規定する防火対象物使用開始の届出は、様式第３号によるものとする。

（火を使用する設備等の設置の届出書）

第６条　条例第４４条第１号から第８号の２までに規定する火を使用する設備等の設置の届出は、様式第４号によるものとする。

（発電設備等設置の届出書）

第７条　条例第４４条第９号から第１２号までに規定する燃料電池発電設備、発電設備、変電設備及び蓄電池設備の設置の届出は、様式第５号によるものとする。

（ネオン管灯設備設置の届出書）

第８条　条例第４４条第１３号に規定する設備容量２キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備の設置の届出は、様式第６号によるものとする。

（水素ガスを充てんする気球の設置の届出書）

第９条　条例第４４条第１４号に規定する水素ガスを充てんする気球の設置の届出は、様式第７号によるものとする。

（火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書）

第１０条　条例第４５条第１号に規定する火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出は、様式第８号によるものとする。

（煙火の打上げ又は仕掛けの届出書）

第１１条　条例第４５条第２号に規定する煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛けの届出は、様式第９号によるものとする。

（演劇、映画その他の催物の開催の届出書）

第１２条　条例第４５条第３号に規定する劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催の届出は、様式第１０号によるものとする。

（水道の断水又は減水の届出書）

第１３条　条例第４５条第４号に規定する水道の断水又は減水の届出は、様式第１１号によるものとする。

（道路工事の届出書）

第１４条　条例第４５条第５号に規定する消防隊の交通その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事の届出は、様式第１２号によるものとする。

（露店等の開設の届出書）

第１５条　条例第４５条第６号に規定する露店等の開設の届出は、様式第１３号によるものとする。

（指定洞（とう）道等の届出書）

第１６条　条例第４５条の２に規定する火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある指定洞（とう）道等の届出は、様式第１４号によるものとする。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵、取扱い又は廃止の届出書）

第１７条　条例第４６条に規定する指定数量未満の危険物又は指定可燃物の貯蔵、取扱いの届出は、様式第１５号によるものとする。

２　前項の貯蔵、取扱いを廃止する場合の届出は、様式第１６号によるものとする。

（タンクの水張検査等の申請）

第１８条　条例第４７条に規定する水張検査又は水圧検査の申請は、様式第１７号による。

（タンクの検査済証の交付）

第１９条　消防長は、前条の申請により検査を行った結果、条例第３１条の４か

ら第３１条の６及び第３３条の技術上の基準（水張検査又は水圧検査に係るものに限る。）に適合すると認めたときは、様式第１８号のタンク検査済証を交付するものとする。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第２０条　条例第４８条第３項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第１（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（９）項イ、（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物で、法第１７条第１項の政令で定める技術上の基準又は同条第２項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第４条第１項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

２　条例第４８条第３項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第２１条　条例第４８条第１項の公表は、前条第１項の立入検査の結果を通知した日から１４日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、大田市（消防本部）ホームページへの掲載により行う。

２　前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

（１）　前条第２項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

（２）　前条第２項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

（３）　その他消防長が必要と認める事項

（その他）

第２２条　この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年規則第２０４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年規則第３８号）

この規則は、平成２４年１２月１日から施行する。

附　則（平成２６年規則第１８号）

この規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則（令和元年規則第９号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規則第１号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規則第４号）

この規則は、令和３年２月１日から施行する。

附　則（令和３年規則第１６号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

根拠条文	標識類の種類	規制事項			
		寸法		色	
		幅（cm）	長さ（cm）	地	文字
第８条の３第１項及び第３項	燃料電池発電設備である標識	１５以上	３０以上	白	黒
第１１条第１項第５号及び第３項	変電設備である標識				

第１１条の２第２項	急速充電設備である標識				
第１２条第２項及び第３項	発電設備である標識				
第１３条第２項及び第４項	蓄電池設備である標識				
第１７条第３号	立入を禁止する旨表示した標識	３０以上	６０以上	赤	白
第２３条第２項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	２５以上	５０以上	赤（条例）	白（条例）
第２３条第４項	「喫煙所」と表示した標識	３０以上	１０以上	白	黒
第３１条の２第２項第１号 第３３条第３項 第３４条第２項第５号	／危険物／指定可燃物／を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	３０以上	６０以上	白	黒
第３１条の２第２項第１号 第３３条第	／危険物／指定可燃物／の類品名、最大数量等を表示した掲示板	３０以上	６０以上	（※注）	

３項 第３４条第 ２項第５号					
第３９条第 ４号	定員表示板	３０以上	２５以上	白	黒
第３９条第 ４号	満員札	５０以上	２５以上	赤	白

（注）　危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府第５５号）第１８条第１項第４号及び第５号の例によること。